

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 生活困窮者自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に応じ、その抱えている課題・問題を評価・分析し、各種関係機関の支援事業や地域の民生委員等の見守りなどの支援を盛り込んだ包括的な支援計画を策定するとともに、関係機関と連携しながら自立までの継続的な支援を行うものである。 このため、生活困窮者自立支援法第5条第2項の規定に基づき本事業を委託できる者は、以下の(1)～(5)の要件を全て満たし、生活困窮者の相談支援を迅速かつ効果的に実施できる事業者でなければならない。</p> <p>(1) 事業を適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施することができる者で、かつ、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等であること。 (生活困窮者自立支援法施行規則第9条)</p> <p>(2) 自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業を一体的に実施できる体制を確保できること。 (令和6年3月 社会・援護局関係主管課長会議)</p> <p>(3) 生活困窮者自立支援法の必須事業である住居確保給付金と組み合わせて利用する生活福祉資金(総合支援資金、緊急小口資金及び緊急特例つなぎ資金)の相談・貸付を迅速かつ機動的に行うことができること。</p> <p>(4) 生活困窮者には認知症や知的障がい、精神障がいなど判断能力が不十分であることが原因で困窮している方もあるため、生活困窮者の権利擁護を併せて実施できること。</p> <p>(5) 生活困窮者を早期に把握・発見し、支援につなげるネットワークやアウトリーチが可能な地域の基盤を県内全域に有していること。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 現在、当業務を受託している岐阜県社会福祉協議会は、生活困窮者の相談支援を迅速かつ効果的に実施している。引き続き、当業務を円滑に実施可能で、上記(1)～(5)の要件を全て満たす事業者は、岐阜県社会福祉協議会しかない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。